

國學院大學学術情報リポジトリ

ドイツにおける温室効果ガス排出枠オークションの 制度化について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川合, 敏樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001116

ドイツにおける温室効果ガス排出枠 オークションの制度化について

川 合 敏 樹

はじめに

第一章 EUおよびドイツにおける排出枠取引制度をめぐ

概況

第一節 EUにおける排出枠取引の制度化とそのドイツ国

内法化

第二節 ドイツにおける排出枠取引の制度化に対するリア

クシオン

第二章 第2フェーズ配分法の概要と排出枠オークション令

の定立

第一節 第2フェーズ配分法の概要

第二節 排出枠オークション令の定立

第三章 排出枠オークション令の概要

第一節 排出枠オークション令（試訳）

第二節 オークションされる排出枠の量、オークションの

期間（第二条関係）

第三節 入札手続、落札価格の決定、排出枠の配分などの

オークションの手続（第三条関係）

第四節 オークションの決済（第四条関係）

第五節 オークションに関する報告義務および監督（第五

条関係）

第六節 他の加盟国におけるオークション制度との関係

（第六条関係）

おわりに

はじめに

本稿は、ドイツにおいて、温室効果ガスの排出枠に関するオークションが制度化され、その運用が開始されたことを受け、同制度について規定する法令——その中心となるのは、本稿で

後に触れていく「第 2 フェーズ配分法に基づく排出枠のオークションに関する命令」(Emissionshandels-Versteigerungsverordnung 2012, EHV 2012. 以下においては「排出枠オークション令」と略記する⁽¹⁾)である——の訳出を試み、同制度に関する基本的事項や特色等を把握・確認しようとするものである。

日本においては、温室効果ガスの排出枠取引が運用されて間もないが、温室効果ガスのオークション制度は、EU およびそのいくつかの加盟国やアメリカなどにおいて浸透してきており、また環境経済学の立場からその日本への導入にも肯定的な見方がある⁽²⁾。この制度は、今後の日本における温室効果ガス排出の予防・低減を進めていくうえでひとつの参考となると考えられるため、本稿では、今後の研究のための資料という位置付けのもと、ここで排出枠オークション令の訳出を行い、若干のコメントを付すものである⁽³⁾。

本稿における各章の構成および内容は、以下のとおりである。第一章においては、EU (第一節) およびドイツ (第二節) における温室効果ガス排出枠取引の制度化の前後に見られた立法や判例、これらをめぐってなされた議論などを概観する。次いで、第二章では、ドイツにおける温室効果ガス排出枠取引の具体的な制度化 (第一節) や、具体的な排出枠オークションの制度化に向けた動き (第二節) を概観する。最後に、第三章においては、実際に定立された排出枠オークション令を訳出したうえで (第一節)、特に重要であると思われる規定につ

いて、同命令の立法理由書に依拠しながら、その基本的事項や特色等を把握・確認していくこととする (第二節 第六節)。

第一章 およびドイツにおける排出枠取引制度をめぐる概況

第一節 EU における排出枠取引の制度化とそのドイツ国内法化

EU は、京都会議などの後、温室効果ガスの排出枠取引制度に関する指令 (Emissionshandelsrichtlinie, Richtlinie 2003/86/EG. 以下においては「EU 排出枠取引指令」と略記する⁽⁵⁾) を発布し、温室効果ガスの排出枠取引に関する国内法制化をしよう加盟国に求めた。同指令は、制度化に関する大きな枠組みのみを定めたものであったため、各加盟国において排出枠取引制度自体をゼロから設計・構築していくことが必要とされ、ドイツにおいても、同様に温室効果ガス排出枠取引に関する法制化がゼロから進められていった⁽⁶⁾。そして、この時期のドイツにおける排出枠取引制度の基幹を成した法令が、①二〇〇四年七月八日の「温室効果ガスの排出枠取引に関する法律」(Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz, TEHG. 以下においては「排出枠取引法」と略記する⁽⁷⁾) および②二〇〇四年八月二六日の「二〇〇五年から二〇〇七年の期間における温室効果ガス排出権についての国内配分計画に関する法律」(Zurwi-

lungsgesetz 2007, Zug 2007. 以下においては、「第1フェーズ配分法」と略記する⁽⁸⁾）であり、さらに②の内容をより詳細に規定するために、③二〇〇四年八月三十一日の「二〇〇五年から二〇〇七年の期間における温室効果ガス排出枠の配分に関する命令⁽⁹⁾」が定められた。

しかし、②および③については、その名称が示すとおり、EUの排出枠取引制度における第1フェーズに当たる二〇〇五年から二〇〇七年における排出枠取引について規律する法令であり、二〇〇八年以降の同制度の在り方を規律する法令が新たに定められる必要があった。そこで、EUにおける排出枠取引の第2フェーズに当たる二〇〇八年から二〇一二年を対象として、「二〇〇八年から二〇一二年の配分期間に関する排出枠取引の法的基盤を改正するための法律⁽¹⁰⁾」が制定された。同法は、その名称のとおり、排出枠取引に関する関連法を一括に改正する法律——Artikelgesetz（「関連法令一括改正法」という——であり、その第一条において、「二〇〇八年から二〇一二年の期間における温室効果ガス排出枠についての国内配分計画に関する法律」[Zuteilungsgesetz 2012, Zug 2012. 以下においては、「第2フェーズ配分法」と略記する⁽¹¹⁾）を新たに制定する旨を定め、さらに第二条において、上記④の改正について定めており、それぞれ施行されるに至っている。そして、以下で触れるように、第2フェーズ配分法に関するより詳細・具体的な規定を設けるため、同法第二十一条第二項に基づいて、排出枠オークション令が定められたのである。

第二節 ドイツにおける排出枠取引の制度化に対する リアクション

(一) ドイツでは、上記のEUレベルでの排出枠取引の制度化の前に、連邦イミッション防止法 (Bundes-Immissionsschutzgesetz. 以下においては「BImSchG」と略記する⁽¹²⁾) およびその下位法令であり大気汚染に関する技術基準を定める行政規則 TA Luft 2002⁽¹³⁾ において、イミッション (Immission)⁽¹⁴⁾ およびエミッション (Emission)⁽¹⁵⁾ の相殺 (Kompensation) という制度が定められてきた。

例えば、新規に設置・操業されようとする施設単体では当該空間のイミッション限界値を超過してしまう場合に、施設間で発生せしめるイミッションを相殺することで、全体として当該空間のイミッション限界値の遵守が達成され、新規施設の設置・操業が可能になる（ただし、この場合、当然のことながら、新規施設自体がイミッション限界値を超えて設置・操業されることは許されない）。現行法制下では、BImSchG 第六十七条第2項や TA Luft 2002 の Nr. 4.2.2 などがイミッション相殺制度を規定している。

他方、エミッション相殺制度によると、ある事業者が操業する施設Aと施設Bでそれぞれ同量の大气汚染物質が排出されており、管轄官庁が施設Aに対して排出削減命令を下そうとするときに、施設Aで相応の削減措置を採るよりは施設Bで同様の削減措置を講ずるほうが低コストで済む場合には、管轄官庁

は、施設 B における削減措置をとるものとされる。現行法制下では、BImSchG 第七条第三項および第一七条第三 a 項に規定され、TA Luft 2002 の Nr. 6.2.5 などにより詳細に規定されている。

上記のとおり、相殺制度は、排出枠取引制度とは性質の異なる制度ではあるものの、伝統的な大気汚染施設の許可・監督法制において、経済的観点に依拠した柔軟なイミッシオンおよびエミッシオンの予防・削減を導入するものであり、ドイツ環境法にとっては、排出枠取引制度の前身ともいえるものである。しかし、相殺制度については、その利点を発揮した事例はあったものの、実際のところ、それほど活用されてきておらず、その効用にも消極的な評価が少なくなかったようで、これまでの伝統的な施設許可・監督法制にとって代わる、またはこれを有効に補完するほどの機能を発揮していないようである。¹⁶⁾

(二) そもそも、ドイツ環境法の中でも、BImSchG の伝統的枠組みによれば、同様の状況下にある全ての事業者に対して一律に法が適用され、画一的に高度の環境保護の水準が達成されるべきであるとする思考が重視されてきており、許可制度と事後命令制度との組み合わせによる規制の手法を中心に法制度が組み立てられてきていた。このことは、元々一九世紀の営業法制に起源を有する BImSchG に関しては、特に顕著なことであったといえる。そして、このことの裏返しとして、BImSchG については、経済的インセンティブに訴える手法などには懷疑

的な見方が少なくなかったのである。¹⁷⁾ 特に BImSchG については、伝統的には、同法において制度化されている危険防御 (Gefahrenabwehr) はもとより、技術の水準 (Stand der Technik) に基づく画一的な事前配慮 (Vorsorge) によって、大気をはじめとする環境の保護および生命・健康の保護が全うされると考えられてきており、同じく大気の利用に関して環境管理的側面の導入を促進する排出枠取引などの経済的手法の導入によって、その体系の崩壊も危惧されるところであった。そのため、排出枠取引の制度化に対しては、連邦や州のレベルでも異論が見られるところでもあったのである。

(三) したがって、上述したように、ドイツにおいては、自国の判断ではなく EU 指令を契機として国内で排出枠取引が制度化されたとはいえず、排出枠取引法において、温室効果ガスの排出行為には管轄官庁 (zuständige Behörde) の許可を要し、管轄官庁の行政行為によって排出枠が配分されることになっているという法構造上 (排出枠取引法第四条以下。特に第四条、第六条および第九条)、事業者への具体的な排出枠の配分の決定に対して異議申立て (Widerspruch) や取消訴訟 (Anfechtungsklage) が無数に提起されたことは、むしろ当然に予想されたことであつたのである。¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾

排出枠取引制度の導入やその内容の適否をめぐる争訟の中でも、特に大手セメント事業者によって提起された取消訴訟 (主位的請求)——ただし、この取消訴訟は、原告自身に対して行

行政行為として下された排出枠の割り当てを対象としたものではない⁽²¹⁾——、および排出枠取引法上の各義務が存在しないことの確認を求める確認訴訟（Feststellungsklage）（予備的請求）は、ヴェルツブルク行政裁判所を経て、最終的に連邦行政裁判所にまで係属することとなり、連邦行政裁判所がどのような判決を下すのかが注目された。これに対して、連邦行政裁判所は、取消訴訟を却下し、確認訴訟についてのみ本案審理の対象として、大要以下のように判示して、確認の訴えを棄却した⁽²²⁾。

(7) EUレベルでの排出枠取引制度の導入は、EU法上決定されたことなのであって、裁判によるその合憲性の審査は、かかる基幹的決定（Systementscheidung）が、加盟国の国民に保障されなければならないEU法上の基本権を侵害していないどうかという点について行われる。つまり、ここで裁判所による合憲性の審査の基準となるのは、ドイツ基本法（Grundgesetz）⁽²³⁾に関する基本権侵害の有無ではなく、EU法上の基本権侵害の有無なのである。また、ドイツ基本法上の基本権を審査基準とするのは、EU法上で必要な基本権保護の水準（Grundrechtsstandard）が保障されていない場合に限られているとされる。そして、この観点から審査するに、排出枠取引制度の掲げる目標は正当であり、その目標達成のために排出枠取引を制度化することは適正かつ必要であり、排出枠取引制度の導入という基幹的決定は、EU法上保障されなければならない財産権や職業選択の自由を侵害してはいないとされたのである。

(i) これに対して、上述の排出枠取引制度の導入という基幹的決定の内容を具体的にドイツ国内法制化するにあたり、基幹的決定という強制的な準則（zwingende Vorgabe）とは関係のない部分——ドイツ国内法独自の具体的な規定——の適否については、ドイツ基本法上の基本権を審査基準として審査が行われるとされている。そして、この観点から審査するに、排出枠取引法上の規定は原告の既得の操業権限を侵害するものではなく、また排出枠取引法第二〇条第一項の管轄規定は基本法第八七条第三項第一文の立法管轄規定に反するものではないとされたのである。

また、上記(7)および(i)のように合憲であるとの結論を下した連邦行政裁判所の判決を受けて、憲法異議の訴え（Verfassungsbeschwerde）が提起されたが、連邦憲法裁判所はやはり合憲であるとの結論を下している⁽³⁰⁾。

第二章 第2フェーズ配分法の概要と排出枠

オークション令の定立

第一節 第2フェーズ配分法の概要

(一) 第2フェーズ配分法によれば、同法の目的は、第2フェーズにおいて、ドイツでの温室効果ガス（Treibhausgase）⁽³¹⁾の排出に関する国内の目標を定め、排出枠の配分、引渡しおよび売買に関する規律を定めることにある（第2フェーズ配分法第

一条)。そして、この第 2 フェーズにおけるドイツ国内での温室効果ガスの排出に関する数値目標としては、一年あたり九億七三六〇万トンの二酸化炭素当量 (Kohlendioxidäquivalent)⁽³²⁾の排出とされている (第 2 フェーズ配分法第四条第一項)。このうち、第 2 フェーズにおいて配分可能とされている排出枠 (Berechtigung)⁽³³⁾の総量は、一年あたり四億四二〇七万トンであり、これに排出枠取引法第二六条第一項の経過措置が適用される施設分のリザーブ一〇〇万トンが加わり、合計四億五三〇七万トンとされている (第 2 フェーズ配分法第四条第二項)。また、新規施設 (Neuanlagen)⁽³⁴⁾の排出分などに関しては、一年あたり二三〇〇万トンの排出枠がリザーブとして定められている (第 2 フェーズ配分法第五条)。

(二) 排出枠取引法上、温室効果ガスの排出行為には管轄官庁の許可を要し、管轄行政庁の決定によって排出枠が配分されることになっているが (排出枠取引法第四条以下。特に第四条、第六条および第九条、第 2 フェーズ配分法では、排出枠の配分に関する基準が施設の種類のことに詳細に定められている (第 2 フェーズ配分法第六条以下)。二〇〇二年二月三十一日までに操業開始 (Inbetriebnahme)⁽³⁵⁾した既存の産業施設については、目標達成のための係数 (第 1 フェーズ比〇・九八七五「マインナス・一二五%」を基にしたうえで、施設の種別ごとの基準年 (二〇〇〇年〜二〇〇五年) における年間平均排出量に即した配分がなされる。他方、同様に二〇〇二年二月三十一日ま

でに操業開始した既存の電力事業等のエネルギー生成施設については、当該の活動に際して用いられる燃焼物質ごとに、基準年における施設の年間の製造工程量 (Produktionsmenge)⁽³⁶⁾の平均値、製品の有するエミッション値 (具体的には第 2 フェーズ配分法別表 3 または別途定立される法規命令に掲載) に即した配分がなされる。また、既存施設の中でも、比較的最近 (具体的には二〇〇三年一月一日から二〇〇七年二月三十一日) に操業を開始したものについては、施設のキャパシティ (Kapazität)⁽³⁷⁾に基づく製品、施設の標準的処理指標 (Standardauslastungsfaktor)、製品の有するエミッション値に即して配分がなされることとされ、また、新規施設についても、これと同様の旨が定められている (ベンチマーク方式の採用)。こうした第 2 フェーズ配分法における排出枠の配分に関する規定は、第 1 フェーズ配分法と比べて、簡略なものとなり、また技術水準に応じた配分が拡大されることによって、内容に関しても変化を見せていると評価されている⁽³⁸⁾。

第二節 排出枠オークション令の定立

そして、第 2 フェーズ配分法の第五章「排出枠の販売 (Veräußerung von Berechtigungen)」(第一九条〜第二一条) では、EU 排出枠取引指令において配分可能な排出枠のうち最大一〇%を有償で配分できるとされていたことに基づき (EU 排出枠取引指令第一〇条)⁽³⁹⁾、第 2 フェーズにドイツにおいて販売可能とされている四〇〇〇万の排出枠 (第 2 フェーズ配

分法第十九条——したがって、ドイツにおいて配分可能な排出枠の約九％に当たる——については、市場価格による売却によって配分されてもよいし、オークションによって配分されてもよいとされ、後者の場合には、遅くとも二〇一〇年一月一日以降には実施されなければならないとされていた（第2フェーズ配分法二二条）。そして、オークションの制度化については、法規命令によることとされ、そのための授權規定が第2フェーズ配分法第二二条第二項に設けられたのである。

これらの規定を受け、ドイツでは、二〇〇八年および二〇〇九年には、連邦環境・自然保護・原子炉安全省（Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, BMU）の委託を受けたドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau Bankengruppe, KfW）によって、欧州気候取引所（European Climate Exchange, ECX）および欧州エネルギー取引所（European Energy Exchange, EEX）において排出枠の販売が行われた。

これに対して、二〇一〇年以降は、過去二年間の排出枠の販売の経験を基にしながら、もっぱら電力事業等のエネルギー生成施設を対象として、オークションによる排出枠の配分を実施するとされ、そこで前記の授權規定に基づいて本命令——「第2フェーズ配分法に基づく排出枠のオークションに関する命令」——が定立されたのである。

第三章 排出枠オークション令の概要

本章では、まず第一節において、排出枠オークション令の訳出を試みる。そして、第二節以下においては、主として排出枠オークション令の立法理由書を参照することで、第一節で訳出を試みたうち特に重要な規定（とりわけ、オークションの量や期間につき規律する第二条、オークションの実施手続を規律する第三条など）に関する基本的事項や特色を確認していく。

第一節 排出枠オークション令（試訳）

排出枠オークション令は、前文（Eingangsformel）のほかには全八箇条から成っており、非常に簡潔な法規命令である。以下に排出枠オークション令を訳出する。⁽⁴³⁾

前文

二〇〇七年八月七日の第2フェーズ配分法第二二条第二項⁽⁴³⁾に基づき、連邦政府は、連邦衆議院の同意をもって、この命令を定立する。

第一条…適用領域

この命令は、二〇一〇年一月一日以降に行われる温室効果ガス排出枠取引法第三条第四項⁽⁴⁴⁾にいう排出枠（Berechtigung）のオークション（Versteigerung）について規律す

る。

第二条…オークション量、オークション期間

- ① 一年ごとに、即時履行による取引（スポット取引）（Spothandel）によって、または期日に引渡しを行う取引（先渡し取引）（Terminhandel）によって、以下の排出枠の全体量がオークションされる。
 - 一 第2フェーズ配分法の第十九条第一文に基づく四〇〇〇万の排出枠
 - 二 第2フェーズ配分法の第五条第三項第一文に基づくコストの弁済に必要な排出枠の量
- ② 第一項に基づく全体量のオークションのために、全体量がオークションされるまで、年初以降、それぞれ、一週間ごとに、八七〇〇〇〇の排出枠のオークションが行われる。第一文に基づくオークション量の配分のために、一月から一〇月までの一週間のオークション期間において、各期間とも、五七〇〇〇〇の排出枠が先渡し取引でその年の一二月の引渡しに供されるのであり、その他については排出枠がスポット取引で供される。
- ③ 取引システムが所定のオークション期間の中で技術上の障害を理由に機能しなかった場合、またはあるオークション期間において入札量全体がオークションの提供量を下回った場合、所定のオークション期間においてオークションは行われない。実施されなかったオークション期間については、以降の

一五取引日内に代替期間が定められる。管轄機関（zuständige Stelle）は、第二文に基づく代替期間が取引所の慣例どおりに告示されるよう確保する。

- ④ 第一項第二号に基づく必要な排出枠量を規定するにあたり基準となるのは、排出枠数のオークションに基づく純益であり、この純益は、料金収入では弁済できない、連邦環境庁（Umweltbundesamt）内のドイツ排出枠取引局（Deutsche Emissionshandelsstelle）のコストと、各予算年度につき調整を必要とするが、このコストは、連邦財政計画（Bundeshaushaltsplan）のうちの連邦環境・自然保護・原子炉安全省による個別計画第一六の第〇五章「連邦環境庁」におけるタイトルグループ〇三「ドイツ排出枠取引局」から判明する。弁済の過不足は将来のリファイナンスの必要性に算入されなければならない。第一文のリファイナンスの必要性は年の一月から一〇月までのオークションの純益から等分に弁済される。

第三条…オークション手続

- ① オークションの実施は、それぞれ、個別に、第二条第二項第二文に基づく配分に従い、国により監督され排出枠のスポット取引および先渡し取引が行われる市場（実施取引所）での取引所取引の一部として、行われる。
- ② スポット取引または先渡し取引におけるオークションの入札者として参加する権限を有するのは、実施取引所において

それぞれの排出枠取引につき許可された全ての取引参加者である。オークションされる排出枠の売り手は、管轄機関である。

③ スポット取引におけるオークションの場合、最少の入札量は、五〇〇の排出枠であり、その他の場合には、一〇〇〇の排出枠である。これより多くの入札量は、最少の入札量の整数の倍数に合致しなければならない。入札価格は小数点第二位までをもつてユーロによって表示されなければならない。

④ オークション手続は、オークションごとに入札者集団を対象として均一価格手続 (Einheitspreisverfahren) に従い実施される。どの入札者も、それぞれ、自身のなした入札のみを閲覧することができる (非公開入札簿) (geschlossener Orderbuch)。

⑤ なされた入札は、所定の期日に、入札価格の高さに従い、ランクづけされ、同等の入札価格である場合には、入札のアクセスの時間順に従い、ランクづけされる。入札において示された入札量は、最も高額の入札価格から合計されていく。合計された入札量が、提供される排出枠量に達するか、またはこれを上回る場所の入札の価格を落札価格とする。落札価格の高さに応じて、合計された全ての入札が配分される。

最後に落札に成功した入札に残りの排出枠量を割り当てる。

⑤ 第四条…決済

① スポット取引および先渡し取引におけるオークションで落

札に成功した入札の決済は、実施取引所にて同様の排出枠取引の決済につき適用されるものとそれぞれ同じ条件に服する。

② 入札の中止および変更ならびに落札に成功した入札の確定については、実施取引所は、参加者から、それぞれ同様の排出枠取引の場合よりも高価な料金または代償を請求してはならない。実施取引所またはその付属機関により行われる、落札に成功した入札に際する履行行為の決済 (クリアリング) についても同様とする。

第五条…報告義務、監督

① 実施取引所は、管轄機関に対して、各オークションの終了後、落札価格に関して、匿名の形式で入札の配当およびオークションの数的データ、とりわけ入札者の総数、成功した入札者の数、全入札量とオークション量との関係および入札価格の差に関する報告を行う。管轄機関は、落札価格が適宜かつ取引所の慣例どおりに公示されるよう確保する。

② 実施取引所は、入札者の行動を継続的に監視する義務を負う。落札価格の歪曲に向けられた入札者の行動の兆候があるときは、実施取引所は、必要な対処措置を講じる；これに次いで、実施取引所は、第三条第五項に基づく落札価格を調査する。実施取引所は、講じた措置に関して、取引所法上管轄を有する監督官庁および管轄機関に対して通知する。それぞれの取引場所につき適用される監督法上の規定には影響が及

ばないものとする (umberthren)。

③ 第二項第二文に基づく通知を行った場合、管轄機関は、全入札量を、入札者当たり、スポット取引または先渡し取引におけるオークションごとに、その都度、一〇〇〇〇〇の排出枠に限定し、または排出枠のオークションに際するその他の通常の措置を定めることができる。その都度の取引場所につき適用される監督法上の規定は影響が及ばないものとする。管轄機関は、第一文に基づく措置がその都度取引所の慣例どおりに公示されるよう確保する。

④ 管轄機関は、第二条第一項第二号に基づきオークションされた排出枠量をそれぞれその年の一月五日までに公開する。

第六条…他の加盟国の委託によるオークション

実施取引所は、他の EU 加盟国の委託を受けて排出権のオークションを実施することができる。オークションの条件が同等である場合、管轄機関の同意をもって、あるオークション期間中のオークション量を統合することができる。

第七条…管轄機関

この命令において管轄機関とは、連邦環境庁のことをいう。

第八条…施行

この命令は、公布の翌日に施行する。

第二節 オークションされる排出枠の量、オークションの期間 (第二条関係)

(一) 排出枠オークション令第二条第一項では、第 2 フェーズ

における排出枠である一年あたり四〇〇〇〇万トン CO₂ (同項第一号) およびオークション制度の運用に伴うコストの弁済に必要な分 (同項第二号) を対象として、スポット取引と先渡し取引の二種類の取引方法によって取引がなされる旨が定められている。本命令において、スポット取引とは、落札後四八時間内に引渡し・支払いが行われる取引をいい、先渡し取引とは、履行のためにその年の十二月に引渡しの期間設定がなされるものである。⁽⁴⁷⁾そして、第二条第二項では、一週間を単位としてオークション期間が設定され、一月から一〇月までの各期間で八七〇〇〇〇の排出枠が提供され、このうち五七〇〇〇〇の排出枠が先渡し取引によって提供される旨が定められている。したがって、同項によると、一月から一〇月までの各オークション期間においては、五七〇〇〇〇の排出枠について先渡し取引によるオークションが、また三〇〇〇〇〇の排出枠についてスポット取引によるオークションが、それぞれ行われることとなり、十一月以降に行われるオークションでは、この時期に先渡し取引を行うことは適当ではないことから、八七〇〇〇〇の排出枠の全てが、スポット取引によってのみ提供されることとなる。⁽⁴⁸⁾オークション手続の実施に伴うコストをカバーしうるだけの排出枠のオークションがなされる必要があることから、二

〇一〇年から二〇一二年においては、一週間をひとつのオークション期間として、一年あたり四七から五〇のオークション期間が設けられるよう計上されている⁽⁴⁹⁾。

なお、ドイツの排出枠オークション制度は、二〇〇三年のEU排出枠取引指令とその国内法化に基づいて設計されているが、前述したように、同指令の内容は、二〇〇九年の新EU排出枠取引指令によって改正されている。新EU排出枠取引指令第一〇条は、第3フェーズ（二〇一三年～二〇二〇年）における排出枠の有償配分について、無償配分される排出枠を除く全ての排出枠は、オークションによって配分される旨を規定している。そのため、第3フェーズにおいてオークションの対象となる排出枠は、飛躍的に増大するものと思われる。

(二) 排出枠オークション令第二条第四項は、オークション手続の実施に伴うコストのリファイナンスに必要な諸点を規定している。同項によれば、このリファイナンスに必要なとなる排出枠のオークション量の決定の基礎をなすのは、連邦予算上のドイツ排出枠取引局——排出枠オークション令第七条に基づき管轄機関とされる連邦環境庁⁽⁵⁰⁾の内部に設置され、オークションに関する多くの任務にあたる——による評定であり、生じた過不足分については、以降の年のリファイナンスの必要性の中で算入されなければならない（同項第一文および第二文）。ここでは、排出枠取引法およびプロジェクト・メカニズム法（Projekt-Mechanismen-Gesetz, ProMechG）⁽⁵²⁾の執行に基づく行政

料金による収入の分を除き、オークションの売上額への課税後の純益が基礎となる。一月から一〇月までの一〇カ月間のオークションの収益のうち、等分に（二〇パーセントずつの割合で）、リファイナンスのために拠出される。リファイナンスの必要性和目標とされる落札価格とを調整し、第2フェーズ配分法五条三項に基づきオークションされる排出枠量が決定される。

第三節 入札手続、落札価格の決定、排出枠の配分 とのオークションの手続（第三条関係）

(一) 上記のように、八七〇〇〇の排出枠について入札が行われるとして、立法理由書によれば、この場合の入札および落札の状況は以下の図1ように整理される⁽⁵³⁾。

下記の図1のように入札があつたとして、排出枠オークション令第三条第五項に従い整理すると、八七〇〇〇の排出枠の提供量には、二六・一〇ユーロの箇所で達することとなるため、二六・一〇ユーロが落札価格となる。そして、この排出枠オークションでは、オークションの簡略性や透明性の確保、策略的落札の可能性の低減、諸外国におけるオークション制度との調和の確保といった点から、排出枠オークション令第三条第四項は、落札に成功した全ての者が同額の落札価格を支払うという均一価格手続（Einheitspreisverfahren）を採用し（封印入札・均一価格手続）、さらに入札者は自身の提示価格しか知ることしかできない旨を規定している。したがって、下記図1

のような入札状況の下では、同額またはこれより高額で入札を行った全ての入札者が、落札価格二六・一〇ユーロで排出枠を獲得することとなる。

さらに、三二ユーロから二六・八〇ユーロまでの価格で入札を行った者が、自らの希望した量の全てを獲得することができ。二人の入札者（下記図 1 の⑦および⑧）が二六・一〇ユーロと同額の入札額で並んでいることから、最初に入札を済ませた入札者（下記図 1 の⑦）が、あと残っている全ての量、つまり八七〇〇〇から八〇九〇〇〇を差し引いた六一〇〇〇の排出枠を獲得することになる。

(二) 入札者のオークション参加資格に関して規律する排出枠オークション令第三条第二項によれば、これまでの取引所への参加要件を超える制限を課されることはないことから、実施取引所にて許可された全ての取引参加者がその対象とされており、企業、協会、私人のいずれもがこれに含まれる。

これに対して、排出枠オークションにおける排出枠の売り手は、排出枠オークション令所定の管轄機関、すなわち連邦環境庁である（排出枠オークション令第七条）。連邦環境庁内部に設置されているドイツ排出取引所は、二〇〇八年および二〇〇九年の排出取引のときと同様に、ドイツ復興金融公庫に対して、排出枠の売り手としてのオークション業務の処理を委託し、その結果、二〇一〇年および二〇一一年におけるドイツの排出枠オークションは、欧州エネルギー取引所 (EEX) を取

図 1：落札者、落札価格および落札量の決定の概要

計	809000	①	100000の排出枠について32.00ユーロで入札。
		②	220000の排出枠について30.50ユーロで入札。
		③	100000の排出枠について29.00ユーロで入札(10：30に入札終了)。
		④	80000の排出枠について29.00ユーロで入札(12：00に入札終了)。
		⑤	137000の排出枠について27.90ユーロで入札。
		⑥	172000の排出枠について26.80ユーロで入札。
残	61000	⑦	140000の排出枠について <u>26.10ユーロ</u> で入札(10：00に入札終了)。
		⑧	110000の排出枠について26.10ユーロで入札(11：30に入札終了)。
		⑨	165000の排出枠について25.40ユーロで入札。
		⑩	120000の排出枠について24.30ユーロで入札。
		⑪	144000の排出枠について24.00ユーロで入札。

……以下続く。

引所として行われることとされている。⁽⁵⁶⁾

第四節 オークションの決済（第四条関係）

(一) 排出枠オークション令第四条第一項によれば、落札に成功した入札分の決済（支払い、排出枠の引渡し）については、当該実施取引所において従前行われてきている排出枠取引における決済と同様の規律が及ぶこととされている。従前の排出枠取引と同様の規律が及ぶこととされているのは、取引所における取引の安全性（経済的安定性、取引に対する監督）を確保し、排出枠オークションという新たな試みの信頼性を確保できるようにするという配慮に基づいている。⁽⁵⁷⁾

(二) なお、排出枠の取引に関して、排出枠取引法によれば、操業者等の責任者（Verantwortlicher）⁽⁵⁸⁾は、排出枠の引渡し等につき記録された口座（Konto）を保有しており、排出枠の取引にあたって、管轄官庁は、排出枠取引に関する口座や温室効果ガスの排出行為（Emission）に関して記載された排出枠取引登録簿（Emissionshandelsregister）を標準的な電子データの形式によって備えなければならない（排出枠取引法第四條）。そして、排出枠の引渡しは、合意および購入者の口座への記録によって行われる。売り手側が口座管理機関に対して排出枠を売り手側から購入者へと引き渡すよう指示することによって、口座への記録が行われる（排出枠取引法第一六条第一項）。

第五節 オークションに関する報告義務および監督

（第五条関係）

(一) 排出枠オークション令第五条第一項は、オークションの終了後、管轄機関である連邦環境庁に対して実施取引所が各種データを報告するよう義務付けているが、管轄官庁のもとに同様のデータが集約されることは、諸外国のオークション制度においても同様である。⁽⁵⁹⁾

また、排出枠オークション制度を正常に機能させるためには、入札者による落札価格の歪曲などが予防・排除されなければならないことから、実施取引所や管轄官庁は、そうした入札者の行動を恒常的に監視するよう求められる。このことを定めているのが、排出枠オークション令第五条第二項である。立法理由書によれば、予想される落札価格が、通常見られる市場のボラティリティから明らかに逸脱しているときには、落札価格の確定までの期間を少し延長して監視を図ることが、特に想定されるとする。さらに、同項にもあるように、取引所取引に関する監督法制上の手段を講じることができることから、違反者に対しては、取引からの排除などのサンクションを課することも想定できるとする。

排出枠オークション令第三条第三項によれば、入札者による落札価格の歪曲の兆候が確認された際のさらなる対処としては、入札可能な排出枠に上限（二〇〇〇〇〇）を設定することができるとするほか、変動価格帯（Preiskorridor mit dynamischer Obergrenze）を設定することによって、価格の急激な変動を抑制するとしている。

mischen Preisschwellen, dynamischer Preiskorridor) を採用することも適当な措置であるとされている。⁽⁶¹⁾

(二) なお、これらの規定は、落札価格の歪曲を予防・排除するための規定であり、例えば、オークション対象の排出枠をある企業が独占的に購入しようとすることは、少なくとも、排出枠オークション令においては、規制対象とはなっていないし、立法理由書の中でも明示的には触れられていない。この点については、現状ではオークション可能な排出枠が多くはない（ひとつのオークション期間につき八七〇〇〇〇、年間合計四〇〇〇万）ということもあってか、排出枠オークション令がオークション対象の排出枠の独占的購入を許容しているという趣旨なのか、それとも同条の解釈・運用によって規制を行いうるのかが不明確であり、また、第3フェーズにおいてオークション可能となる排出枠が拡大した際に、ドイツにおいて具体的にそうした規制を導入するの可否についても、現在ではまだ不透明である。したがって、この問題については、今後の排出枠オークション制度の運用の動向を注視していく必要がある。

第六節 他の加盟国におけるオークション制度との関係 (第六条関係)

排出枠オークション令第六条は、他のEU加盟国における排出枠オークションとの統合について規定している。他のEU加盟国については、排出枠オークションを制度化する例が一部に

とどまり、またオークション対象の排出枠も少ないことから、第3フェーズ以降にそうした僅少な排出枠を取り扱うオークション制度が各加盟国で乱立しても、温室効果ガスの排出抑制という本来の目標を達成するという点では、排出枠オークションの制度化の意義が失われてしまうため、EU加盟国全体における制度の調和化という観点から、こうした規定が設けられることとなったのである。⁽⁶³⁾ この排出枠オークション令第六条によれば、EU全域を対象とするとははいえずとも、ドイツを中心とする複数のEU加盟国の間で国家横断的・広域的な排出枠オークション制度を構築することも可能となるのであり（もちろん、具体的な制度設計にあたっては、別途解決すべき問題も残るだろうが）、国家横断的・全地球的な観点から温室効果ガスの排出を削減・予防することに寄与しうる。今後の日本においても、そもそも排出枠オークション制度を導入するか否かという問題は残るものの、仮に導入しようというのであれば、こうした国家横断的な排出枠オークション制度の導入の是非という点は、ひとつの検討材料とされうる。

おわりに

以上、非常に簡単にはあるが、ドイツにおける排出枠取引制度、とりわけ排出枠オークション制度について、これを規定する排出枠オークション令の訳出とその基本的事項や特色等の確認作業を行なってきた。ドイツにおける排出枠オークション

は、二〇〇八年および二〇〇九年にその運用実績があるとはいえ、二〇一〇年から正式な法制度として運用が開始されたばかりであるが、前述したように、今後はオークション対象の排出枠も大幅に増加される見込みであり、排出枠オークションの制度化がより推進されようとしている。さらに、こうした動向に加えて、航空輸送(Luftverkehr)分野における温室効果ガスについても、排出枠オークションの制度化が進められている⁽⁶⁴⁾。このように、排出枠オークションという新たな制度が導入され、そして実際に運用され、またその範囲が広がっていくにつれて、新たな争訟が提起されることも懸念される⁽⁶⁵⁾ところである。したがって、排出枠オークション制度の導入の是非や同制度の運用上の長所や問題点を把握して、その評価を下し、さらには日本の排出枠取引制度の拡充に寄与しうる視座を獲得するには、いまだし時間をかけて慎重な検討が必要になる。そのため、筆者としても、今後のドイツにおける排出枠オークション制度をめぐる動向を注視していく所存である。

- (1) Verordnung über die Verschärfung von Emissionsberechtigungen nach dem Zuteilungsgesetz 2012. BGBl I S. 2048.
- (2) もちろん、一口に排出枠オークション制度といっても、具体的にいかなる制度設計を行うべきかという問題は残る。環境経済学の立場から排出枠オークション制度の導入を支持しつつ、同制度の導入をめぐる利点や問題点など

について論じるものとして、例えば、諸富徹「排出枠取引制度におけるオークション方式の検討」会計検査研究四一号八一頁以下。さらに排出枠取引制度全般に関して、例えば、諸富徹・鮎川ゆかり編著『脱炭素社会と排出量取引』(日本評論社、二〇〇七年)一頁以下など。

- (3) 本稿は、平成二十一年度の環境省委託調査「世界各国の環境法制に係る比較法調査」のために執筆した報告書に若干の加筆修正を施したものである。研究会の席上、座長の大塚直教授(早稲田大学大学院法務研究科)をはじめとする出席者の方々から貴重なコメントを賜ったことについて、御礼を申し上げるとともに、その全てを本稿に反映させることはできておらず、本稿はあくまでも資料という位置付けにとどまっているため、本稿で扱うテーマに関するより詳細な論究は他日を期す所存である。

- (4) Bundestagsdrucksache (BT-Drucks.) 16/13189, S. 1ff.

- (5) Richtlinie 2003/87/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. Oktober 2003 über ein System für den Handel mit Treibhausgasemissionszertifikaten in der Gemeinschaft und zur Änderung der Richtlinie 96/61/EG des Rates. ABl. L 275 vom 25. 10. 2003, S. 32.

なお、この指令は、二〇〇九年四月二三日の新EU排出枠取引指令によって改正されている。Richtlinie 2009/29/

- EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 23. April 2009 zur Änderung der Richtlinie 2003/87/EG zwecks Verbesserung und Ausweitung des Gemeinschaftssystems für den Handel mit Treibhausgasemissionszertifikaten. ABl. L 140 vom 5.6.2009, S. 63.
- (9) Rüdiger Breuer, Umweltschutzrecht, in : Eberhard Schmidt-Albmann/Friedrich Schoch (Hrsg.), Besonderes Verwaltungsrecht, 14. Aufl., 2008, §5 Rn. 222ff.
- (10) Gesetz über den Handel mit Berechtigungen zur Emission von Treibhausgasen. BGBl I S. 1578.
- (11) Gesetz über den nationalen Zuteilungsplan für Treibhausgas-Emissionsberechtigungen in der Zuteilungsperiode 2005 bis 2007. BGBl I S. 2211.
- (12) Verordnung über die Zuteilung von Treibhausgas-Emissionsberechtigungen in der Zuteilungsperiode 2005 bis 2007. BGBl I S. 2255.
- (13) Gesetz zur Änderung der Rechtsgrundlagen zum Emissionshandel im Hinblick auf die Zuteilungsperiode 2008 bis 2012. BGBl I S. 1788.
- (14) Gesetz über den nationalen Zuteilungsplan für Treibhausgas-Emissionsberechtigungen in der Zuteilungsperiode 2008 bis 2012. BGBl I S. 1788.
- (15) Gesetz zum Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Luftverunreinigungen, Geräusche, Ers-

- chütterungen und ähnliche Vorgänge in der Fassung vom 26.9.2002, BGBl I S. 3830 (zuletzt geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 11.8.2009, BGBl I S. 2723).
- (16) Erste Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Bundes-Immissionsschutzgesetz (Technische Anleitung zur Reinhaltung der Luft, TA Luft) vom 24.7.2002. GMBI S. 511.
- (17) BImSchG において、イミッシオンとは、人間、動植物、土壤、水、大気、文化財およびその他の財物に対して影響を与える大気汚染、騒音、振動、光線、熱、電磁波およびこれらに類する環境影響のことをさす (BImSchG 第三条第 1 項)。
- (18) BImSchG において、エミッシオンとは、施設から発生される大気汚染、騒音、振動、光線、熱、電磁波およびこれらに類する現象のことをさす (BImSchG 第三条第 3 項)。
- (19) Reinhard Sparwasser/Rüdiger Engel/Andreas Voßkuhle, Umweltrecht, 5. Aufl., 2003, §2 Rn. 133 ; Eckard Rehlinger, Ziele, Grundsätze, Strategien und Instrumente des Umweltrechts, in : Klaus Hansmann/Dieter Selner, Grundzüge des Umweltrechts, 3. Aufl., 2007, §3 Rn. 313ff. なお、エミッシオンは、イミッシオンとの相殺制度とその機能性や限界等については、戸部真澄『不確実性の法的制御』(信山社、二〇〇九年) 一五五頁以

下に詳しい。

- (17) なお、この点に関する BImSchG と水法の領域との間の差異は、小さくはないと見られる。BImSchG は、営業活動に必然的に随伴すると考えられた大気汚染を規制するという目的を有していた営業法制に端を発するため、少なくとも形式上は羈束的許可制度を維持している（ただし、その実態としては、計画的要素の導入を迫られている面がある）。これに対して、水法の領域では、古くから希少な環境資源としての水を管理するという視点が強調されてきており、例えば、水管理法 (Wasserhaushaltsgesetz) においては、水域利用の可否が管轄行政庁の広範な管理裁量に委ねられており、また廃水課徴金法 (Abwasserabgabengesetz) に見られるように、経済的インセンティブに訴える手法も用いられてきており、この点では BImSchG と水法は対照的ともいえる。
- (18) 排出枠取引法という管轄官庁とは、BImSchG の要許可施設については各州法所定の官庁のことをいい、その他については連邦環境庁 (Umweltbundesamt) のことをいう（排出枠取引法第二〇条第一項）。
- (19) Breuer, in : Schmidt-Abmann/Schoch, a. a. O. (Ann. 6), §5 Rn. 222h.
- (20) なお、ドイツの行政裁判法 (Verwaltungsgerichtsordnung, VwGO) においては、行政行為等の異議申立てや取消訴訟が提起されると、日本の行政事件訴訟法第二十五条第一項とは異なり、当該行政行為の執行は停止されることとなるが (aufschiebende Wirkung) 排出枠取引法では、これとは対照的に、執行不停止原則が採られている（排出枠取引法第二二条）。
- (21) 後掲註 24 を参照。
- (22) VG Würzburg 9.11.2004, NVwZ 2005, 471.
- (23) BVerwG 30.6.2005, BVerwGE 124, 47 (= NVwZ 2005, 1178 = UPR 2006, 29 usw.).
- (24) 排出枠取引法によれば、同法にいう温室効果ガスの排出行為 (Emission) を行なうためには、その許可 (Emissionsgenehmigung) を要するが（第四条第一項）、BImSchG 上の要許可施設については、BImSchG 所定の許可をもって上記の許可とされる（第六条第一項）。そして、排出枠取引法別表 1 に列挙されている施設で二〇〇四年七月一五日より前に BImSchG 上の許可を得ているものについては、温室効果ガスの排出行為や排出枠の割り当て等に関する諸要求（第五条および第六条第一項）は、この許可を構成する要素とみなされることとなっている（第四条第七項第一文）。そこで、本件において、原告は、排出枠取引法第四条第七項第一文が既存の BImSchG 上の許可の変更を命じる内容になっており、ここに行政行為の擬制 (verkörperter Verwaltungsakt) が存すると主張して、その取消訴訟を提起したのである。原告による主張に対して、ヴュルツブルク行政裁判所および連邦行政裁判所は、排出枠

取引法第四条第七項第一文は BImSchG 上の許可の変更命令であると擬制するものではなく、したがって、原告によるその取消訴訟の提起は許されないとして、原告による訴えを却下した。他方、排出枠取引法所定の義務の不存在を確認するよう求めた確認訴訟の提起は許されるとされ、本案審理の結果、本文に記載したような判示がなされている。

(25) この連邦行政裁判所の判決については、EU 法を契機とする基本権侵害の疑いがある案件に対する裁判所の審査の在り方（裁判所による審査可能な範囲や審査基準）について大きな論点を提供する、いわゆる Solange II 決定 (BVerfG 22.10.1986, BVerfGE 73, 339) が引用されている点などを含め、より詳細な検討を要するところである（同決定については、さしあたり、奥山亜喜子「欧州共同体の派生法に対する連邦憲法裁判所の裁判権」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第二版〕』（信山社、二〇〇三年）四二六頁以下を参照）。この連邦行政裁判所の判決については、例えば、Hans-Joachim Koch/Christian Kahle, Aktuelle Rechtsprechung zum Immissions-schutzrecht, NVwZ 2006, 1124 (1126f.) は、判決の結論自体には賛意を示しつつ、その理由付けについては内在的な問題点があるとして疑義を呈している。また、Clemens Weidemann, „Solange II“ hoch 3?, NVwZ 2006, 623 (626ff.) は、Solange II 決定で示された法理が、本来的

には加盟国内に直接適用される法形式である規則 (Verordnung) に関して適用されるべきものであったが、近時では加盟国による国内法制化措置を要する法形式である指令 (Richtlinie) についても援用される傾向にある点、したがって基本権保護の裁判的保障が縮減されうる可能性がある点を批判している。

(26) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23.5.1949, BGBl I S. 1 (zuletzt geändert vom 29.7.2009, BGBl I S. 2248).

(27) 前掲註 18 を参照。

(28) 「その他、連邦が立法管轄を有する事項について、独立の連邦上級官庁ならびに連邦に直属する新たな公法上の団体および営造物を連邦の法律によって設置することができる。」(第二文以下省略)

(29) BVerfG 14.5.2007, NVwZ 2007, 942 = UPR 2007, 344 usw.

(30) なお、ドイツにおける排出枠取引をめぐる争訟の動向の紹介・検討については、本稿とは別に小論を予定している（「環境管理」二〇一〇年一二月号掲載予定）。

(31) 温室効果ガスとは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、フルオロカーボン (フロン) (FKW)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) のことをいう（排出枠取引法第三条第二項）。

(32) 一トンの二酸化炭素当量とは、一トンの二酸化炭素ま

たは大気の温暖化の可能性としては一トンの二酸化炭素に相当する他の温室効果ガスの量をいう(排出枠取引法第三条第四項)。

(33) 排出枠とは、一トンの二酸化炭素当量を一定の空間に排出する権限のことをいう(排出枠取引法第三条第四項)。また、同法にいう(したがって、同様に、後述する排出枠オークション令にいう)排出枠は、有価証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz) 第二条第二b項などという「金融商品(Finanzwesen)」ではないとされる(排出枠取引法第十五条)。

(34) 新規施設とは、二〇〇七年十二月三十一日より後に操業開始した施設のことをいう(第2フェーズ配分法第三条第二項第一号)。

(35) 操業開始とは、試用操業後に初めて通常操業を開始したことをいう(第2フェーズ配分法第三条第二項第二号)。

(36) 製造工程量とは、一年間に施設内で製造される製品の量のことをいう(第2フェーズ配分法第三条第二項第四号)。

(37) キャパシティとは、一年間で実際上および法的に可能な最大の製造工程量のことをいう(第2フェーズ配分法第三条第二項第五号)。

(38) Rehinder, in : Hansmann/Selner, a. a. O. (Anm. 16), §3 Rn. 309.

(39) この有償配分の割合は、二〇〇三年のEU排出枠取引

指令の第一〇条において規定されたものである。註5で触れているように、同指令の内容は、二〇〇九年の新EU排出枠取引指令によって改正されている。新EU排出枠取引指令第一〇条は、第3フェーズ(二〇一三年～二〇二〇年)における排出枠の有償配分について、無償配分される排出枠を除く全ての排出枠は、オークションによって配分される旨を規定している。そのため、第3フェーズにおいてオークションの対象となる排出枠は、飛躍的に増大するものと思われる。

(40) BT-Drucks. 16/13189, S. 7.

(41) Rehinder, in : Hansmann/Selner, a. a. O. (Anm. 16), §3 Rn. 309.

(42) 本節において排出枠オークション令の訳文中で付した註記は、同命令において言及されている他の法令の条文を註記の形式で筆者が便宜上邦訳したものであり、同命令のドイツ語原文に元々付されているものではない。

(43) 第2フェーズ配分法 第二条・手続

② 連邦政府は、連邦参議院の同意なくして法規命令によってオークション手続を定めるよう授權されている。法規命令は、連邦衆議院の同意を必要とする。法規命令においては、管轄機関およびオークション手続の実施に関する規律が定められなければならないのであり、これらは、客観的、追行可能および無差別でなければならない、個々の入札者の行動による価格形成への影響に対する予

防措置を講じなければならない。

(44) 温室効果ガス排出枠取引法 第三条…概念規定

(4) この法律において排出枠とは、一トンの二酸化炭素当量を一定の空間に排出する権限をいう。一トンの二酸化炭素当量とは、一トンの二酸化炭素または大気の温暖化の可能性としては一トンの二酸化炭素に相当する他の温室効果ガスの量をいう。連邦政府は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令によって、国際基準の枠内で、個々の温室効果ガスについての二酸化炭素当量を定めることができる。

(45) 第 2 フェーズ配分法 第十九条…範囲と使用

二〇〇八年から二〇一二年の配分期間においては、第五条第三項にかかわらず、一年当たり四〇〇〇万の排出枠が二〇条および二一条に基づき販売される。販売による収益は連邦に帰属する。販売による収益は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の個別計画に盛り込まれる。収益の使用に関しては、年次の財政法の枠内で決定される。

(46) 第 2 フェーズ配分法 第五条…リザーブ

(3) 排出取引の枠内で連邦に課された課題に取り組むことにより発生するコストは、二〇〇八年から二〇一二年の配分期間において、排出枠の販売によって、リザーブから弁済される。第二一条は準用する。行政料金の値上げは本条とは関係ないものとする。

(47) BT-Drucks. 16/13189, S. 8.

(48) BT-Drucks. 16/13189, S. 8.

(49) BT-Drucks. 16/13189, S. 8.

(50) 前掲註 39 を参照。

(51) なお、排出枠オークション令において、連邦環境庁(内部に設置されているドイツ排出枠取引局も含む)が管轄機関とされているのは、これまでにも排出枠取引の管轄および排出枠取引登録簿の管理を経験してきたことによる当然の成り行きであるとされる (BT-Drucks. 16/13189, S. 10)。

(52) Gesetz über projektbezogene Mechanismen nach dem Protokoll von Kyoto zum Rahmenübereinkommen der Vereinten Nationen über Klimaänderungen vom 11. Dezember 1997, BGBl I 2005, S. 2826.

(53) BT-Drucks. 16/13189, S. 9.

(54) BT-Drucks. 16/13189, S. 9.

(55) 本文第二章第二節を参照。

(56) ドイツ排出枠取引局のホームページを参照。
http://www.dehst.de/nm_476194/DE/Emissionshandel/Versteigerung/Versteigerung__node.html?__nn=true.

(57) BT-Drucks. 16/13189, S. 9.

(58) 排出枠取引法にいう責任者とは、同法別表 1 掲記の活動(電力供給などのエネルギー産業、鉄鋼業など)に関する直接的な決定権限を有し、この決定権限を行使する際に

経済的リスクを負う自然人または法人のことをいい、BimSchGにおいて要許可施設については、当該施設の操業者が責任者に当たる（排出枠取引法第三条第七項）。

- (59) BT-Drucks. 16/13189, S. 9.
- (60) BT-Drucks. 16/13189, S. 9f.
- (61) BT-Drucks. 16/13189, S. 10.
- (62) 前掲註39および本文第三章第二節(一)を参照。
- (63) BT-Drucks. 16/13189, S. 10.
- (64) ドイツ排出枠取引局のホームページを参照。
http://www.dehst.de/nn_476194/DE/Emissionshandel/Versteigerung/Versteigerung__node.html?__nn=true.
- (59) Rehinder, in : Hansmann/Selner, a. a. O. (Anm. 16), §3 Rn. 312.